

第2節 WTOにおける取組

1 ドーハ・ラウンドの推進

(1) GATT/WTOの意義

戦前のブロック経済化への反省を踏まえ、1948年に発足したGATT締約国は過去8度にわたり、保護主義を抑制し、自由かつ公正な貿易ルールを策定するため、多角的交渉を行ってきた（第4-2-1図）。数次のラウンド交渉¹を経て、次第に関税引き下げが実現され、また、関税以外の貿易関連ルールも整備され、1995年のウルグアイ・ラウンド妥結後はGATTを発展的改組してWTO（世界貿易機関）が成立した。

WTOはこれまでGATTが担ってきた、ラウンド交渉を通じた物品の貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たに農業、サービス貿易、知的所有権の貿易側面についても対象としている。また、紛争処理機能も抜本的に強化しており、

GATTに比べて、対象も実効性も向上した。

加えて、WTOの立ち上げ後、加盟国・地域も1995年に76か国・地域だったものが、今世紀に入り、さらにグローバルな体制へと変化し、2008年5月現在の加盟国数は152の国・地域である。（2001年に中国が、2004年にカンボジアが、2005年にサウジアラビア、2007年にベトナム、2008年にウクライナが加盟国となった。）さらに、ロシア等30か国が加盟国となるための申請を行っている。今後も加盟国数は更に増える見込みであり、引き続き世界の自由貿易体制の根幹を支えていくと考えられる。

(2) ドーハ・ラウンド交渉の経緯

2001年にカタールのドーハで行われた第4回閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）は、モノの貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含む、グローバル化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野が扱われていることが特徴である。我が国にとってのラウンドの推進は、①他の先進国及び主要途上国の関税を引き下げさせる、②日本のサービス産業が海外の市場に参入しやすくなる、③通商ルールの強化により予見可能性を高め、通商上の紛争を未然に防止する²、④加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる等の意義がある。

第4-2-1図 これまでのラウンド交渉

参加国・地域数		
GATT	•1947年	第1回交渉（ジュネーブ） 23
	•1949年	第2回交渉（アムシー） 13
	•1951年	第3回交渉（トーキー） 38
	•1956年	第4回交渉（ジュネーブ） 26
	•1960年～61年	ディロン・ラウンド 26
	•1964年～67年	ケネディ・ラウンド 62
	•1973年～79年	東京ラウンド 102
WTO	•1986年～94年	ウルグアイ・ラウンド 123
	•2001年～	ドーハ開発アジェンダ 152

※1995年発足 ※2008年5月16日 ウクライナ加盟

備考：参加国・地域数は、2008年5月16日時点のWTO加盟国数。
資料：WTO Webサイト。

コラム 39

ドーハ・ラウンドの経緯

2002年より交渉が開始され、当初、2003年9月のカンクン閣僚会議での合意が目指された。しかし、多くの分野について加盟国・地域間、とりわけ先進国・途上国間の対立を解消することができず、同会議は決裂という結果に終わった。

その後、ラウンドを軌道に戻そうという取組が続けられた結果、2004年7月の一般理事会でドーハ開発アジェンダの交渉枠組みが合意され、カンクン閣僚会議以来脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ったが、各国間の

1 1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

2 ラウンドが失敗すると、通商摩擦が増える恐れがある。

利害が錯綜し、交渉は必ずしも進展を見ることができなかった。

こうした中で、2005年12月に第6回WTO閣僚会合が香港で開催され、香港閣僚宣言が採択された。ここでは、主要な論点であるNAMA³及び農業の主要分野におけるモダリティ（関税削減方式等の詳細な取決め）等に合意することはできなかったが、途上国の関心の高い開発の分野において、後発開発途上国（LDC）の製品に対する原則無税無枠措置の供与等、途上国に対する開発支援策について一致が見られた。

しかし、その後は立場の違いが埋まらず、2006年6月には交渉の中断がラミーWTO事務局長によって宣言された。約半年の中断を経て、2007年1月に交渉が再開し、閣僚・高官級の少数国プロセスが進んだが、決裂、その後WTOの事務局があるジュネーブにおける地道な外国間交渉のプロセスに回帰し、交渉議長を中心に着実に交渉が進展し、2007年7月、2008年2月及び5月に交渉の中心である農業・NAMAの議長テキストが発出・改訂され、立場の収斂に向けて議論が継続している。2009年1月の米国新政権誕生及びその後の米国政権の立ち上げプロセスによる一時的な交渉の停滞を懸念し、また米国の政権が交代することによる交渉の仕切り直しを恐れ、各国は2008年内妥結を目指して議論の前進に貢献している。

ラウンドは、経済発展段階や利益・関心の異なる152もの加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者のねばり強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは開始から7年目に入り、いよいよ大詰めを迎えている（第4-2-2図）。我が国及び世界がラウンドの成功により得るものは大きく、年内妥結を

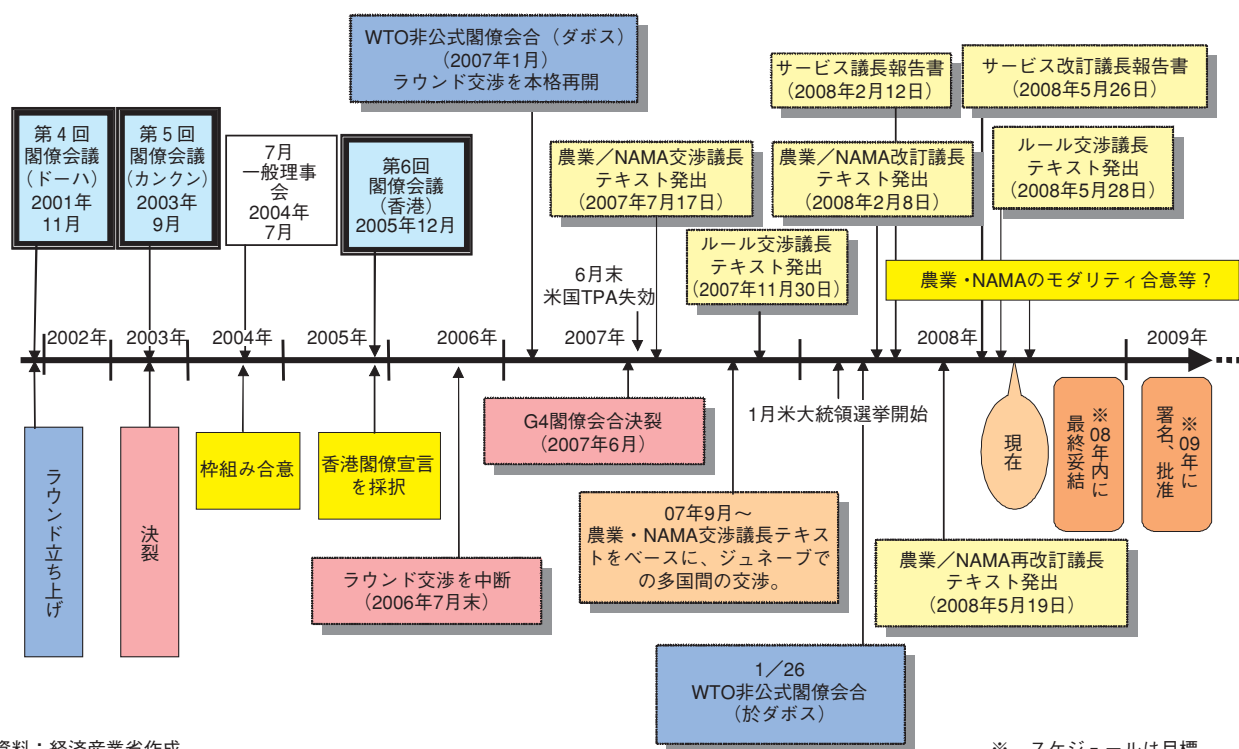
目指して、ねばり強く取り組んでいく。

現在、ドーハ・ラウンドでは、NAMA等様々な分野で交渉が行われている（第4-2-3図）。

（非農産品市場アクセス（NAMA）交渉）

NAMA交渉は、農産品以外（鉱工業品及び林水産物）に関する関税及び非関税障壁の撤廃・削減に関する交渉である。主要な論点は、関税削減方式（フォーミュ

第4-2-2図 ドーハ・ラウンドの交渉スケジュール



資料：経済産業省作成。

※ スケジュールは目標

3 NAMAとは、非農産品市場アクセス（Non Agricultural Market Access）の略称である。

第4-2-3図 交渉の主要な論点

農業	米国の国内補助金の削減、主要国の市場アクセス（関税削減）、途上国への配慮
NAMA (非農産品市場アクセス)	先進国・途上国の関税削減の係数、途上国への柔軟な対応
サービス	各国の外資規制、人の移動、国内規制・手続の透明化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化・迅速化、その実施に伴う途上国支援

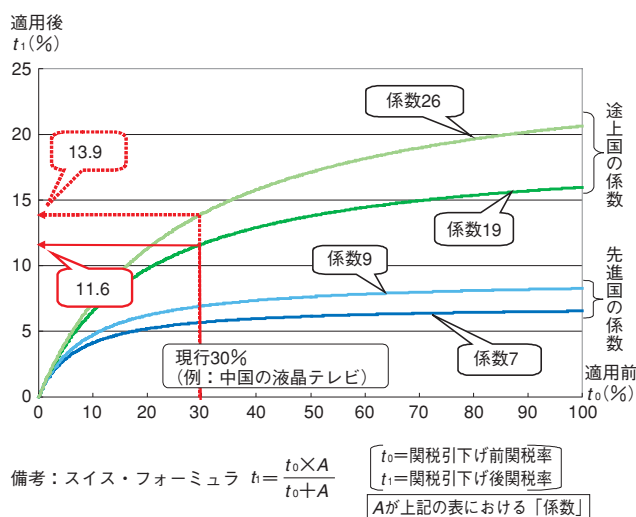
備考：なお、上記に加え、TRIPS（知的財産権関連）や開発、貿易と環境等についても、交渉が行われている。

資料：経済産業省作成。

ラ）及び途上国向け柔軟性（関税削減の緩和又は免除）であり、自国の関税が全体的に低く、途上国の関税引下げに関心がある先進国と、自国の関税が高く、自国産業保護、政策余地の維持の観点から関税引下げに柔軟性を求める途上国との間で、立場の違いがある。

今次ラウンドでは、中核的な関税削減方式として、先進国と途上国で異なる係数を持つ「スイス・フォーミュラ（現行譲許税率が高い品目ほど引下げ幅が大きく、原則、係数以下に引き下げる方式）」を採用する一方で、途上国に対してはフォーミュラ適用に対する一定の例外が認められることとなっている。現在、2008年5月に発出されたNAMA交渉再改訂議長テキストをベースに主要論点である先進国向け、途上国向けそれぞれの係数と、途上国の柔軟性の具体的な数字の組合せを始めとする各論点に渡って、収斂を目指した議論がなされている（第4-2-4図）。

第4-2-4図 スイス・フォーミュラ係数別の関税削減変化



資料：経済産業省作成。

また、フォーミュラによる関税削減を補完し、更なる市場アクセスの改善を目指す、分野別の関税撤廃・削減交渉や非関税障壁の撤廃・削減交渉についても、関心国が主導して議論を行っている。

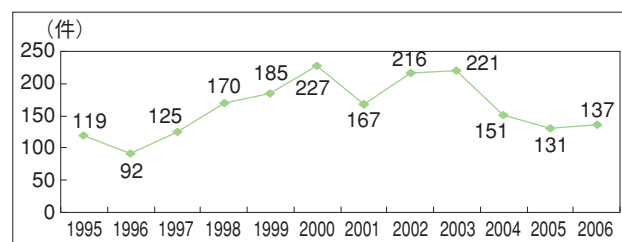
(ルール（アンチ・ダンピング措置の濫用防止）)

ドーハ・ラウンドの主要交渉分野の一つに、ルール（アンチ・ダンピング（AD））がある。AD発動件数及び発動国数が増加する中（第4-2-5図、第4-2-6図）、現行ルールの解釈や適用方法に大きな差異が生じており、安易な措置の濫用の一因ともなっている。AD措置の濫用は、関税引き下げ等市場アクセス改善の効果を損なうものであり、自由貿易体制の維持及び世界経済の発展の促進のためには、ADの規律強化・明確化が不可欠である。

我が国は、ルール交渉においてADの規律強化・明確化を目指す国々とともに多くの重要な提案を提出し、交渉を積極的にリードしてきた。他方、米国は、途上国からのAD措置発動の増加を背景に、手続の透明性向上には前向きではあるが、議会や産業界にAD発動を求める強い意見があり、発動当局の裁量を最大限維持する観点から、規律強化には消極的である。

これまでの交渉での議論を経て、2007年11月末にルール議長テキストが公表された。AD措置の失効（サンセット）など方向性が評価されるものもあるが、大

第4-2-5図 WTO加盟国アンチ・ダンピング件数推移



資料：WTO Webサイト。

第4-2-6図 AD措置発動・被発動国上位10カ国・地域と措置数（1995年～2006年）

発動国			被発動国								
1	インド	331	6	トルコ	107	1	中国	375	6	ロシア	84
2	米国	239	7	中国	92	2	韓国	136	7	タイ	76
3	E C	231	8	カナダ	84	3	台湾	107	8	インド	75
4	アルゼンチン	152	9	メキシコ	82	4	米国	104	9	インドネシア	73
5	南アフリカ	120	10	豪州	71	5	日本	97	10	ブラジル	69

資料：WTO Webサイト。

多数の国が禁止を主張してきた「ゼロイング」⁴が容認されるなど、全体としてバランスを逸したものであったことから、我が国は、主要論点に関する修正案を提出するとともに、多くの国とともに、バランスを回

復した改訂議長テキストの発出を求めてきた。2008年5月には、新たな作業文書が発出されたものの、依然としてバランスは回復されておらず、我が国としては、引き続き改訂の早期実現に向けて取り組んでいる。

2 「開発」ラウンドとしてのドーハ・ラウンド

新ラウンドは、正式には「ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda)」と呼ばれるが、これは、最大の特徴は「開発」の視点を全面に打ち出し、自由貿易の推進において発展途上国の利益への考慮が重要であることを明確にしたものである。1990年代以降、グローバル経済が進展するとともに、自由貿易体制の利益を途上国も享受できることが重要であるという認識が各国で共有されたことによる。昨今WTOのラウンド交渉と同時に進展している、EPA/FTAといった二国間・地域間の経済連携も重要だが、経済規模の小さい途上国は大国とのFTAを結ぶ力に乏しく、EPA/FTAのネットワークから取り残されている可能性があり、このような弱い国のためにも、マルチでのラウンド交渉の妥結は不可欠である。

また、1990年代以降の世界経済において、南南貿易が進展している⁵。このような動きを促進し、世界経済全体の発展につなげるためにも、WTOによる自由貿易体制の更なる維持・強化に取り組んでいる。

(国際版一村一品キャンペーン)

ドーハ・ラウンドで「開発」の重要性が前面に打ち出されたことを踏まえ、我が国では2005年12月のWTO香港閣僚会議に先立ち、開発途上国支援策として、生産

能力の拡大、海外への搬出及び海外市場での消費者発掘を支援する「開発イニシアティブ」を発表した。

その一環として、経済産業省及びJETROは、2006年2月から、「一村一品キャンペーン」を開始した。主な活動として開発途上国産品を展示・販売する「一村一品マーケット」を成田、関西等の国内の主要空港に設置し、開発途上国産品の普及・啓発を実施している⁶。また、一村一品運動の理解促進を図るため、開発途上国の政府関係者を対象とした「AOTS一村一品運動研修」、「APEC一村一品運動研修」を実施し、さらに政府広報、リーフレット等による広報を展開した。

このような取組を途上国首脳らは高く評価しており、オバサンジョ・ナイジェリア大統領、エンフバヤル・モンゴル大統領、キトゥイ・ケニア貿易産業大臣が一村一品運動の導入に関心を表明するとともに、ジェフリー・サックス・コロンビア大学教授も有望な途上国支援策として評価した。

2008年5月の「TICAD IV」及び「アフリカンフェア2008」の際に、過去2年間にわたる一村一品キャンペーンの成果を発表した。今後は、商品開発やマーケティング分野の強化を通じ、海外市場に通用する魅力的な産品を作り出すための「ビジネス支援」も実施する予定である。

コラム 40

OECDが多角的自由貿易体制の維持・発展に果たす役割

OECDは、その目的の一つとして、国際的義務に従い多角的無差別な基礎に立つ世界貿易の拡大を掲げている。この目的を達成するために貿易委員会が設置されており、加盟国・地域間の率直な対話や客観的な分析を通じ、多角的自由貿易体制の維持・発展に重要な役割を果たしている。ドーハ・ラウンドの立ち上げに当たっては、ウルグ

4 ダンピング・マージン計算において、国内価格よりも安値での輸出取引のみを取り出し、高値での取引については無視をし、人為的にダンピング・マージンをかさ上げする手法。

5 輸出額で見た世界の財貿易の推移を見ると、発展途上国・発展途上国間の財貿易は、1980年から2005年までの間にわずか0.2兆ドルから2.1兆ドルへと約10倍に拡大し、世界経済全体の貿易額増加に貢献している。詳細は経済産業省(2007)『通商白書2007』参照。

6 本年4月末現在で延べ約71万人が来場し、グリアOECD事務総長、ラミーWTO事務局長、キクウェテ・タンザニア大統領ほか、20名以上の海外要人も視察を行った。

アイ・ラウンドの結果に関する評価、政策課題の分析等を行い、ドーハ・ラウンド立ち上げ後は、ラウンド成功が国際経済に与えるインパクト分析を行っている。これらOECDの調査・分析及びOECDの場を活用した政策議論は、貿易政策上の課題についての理解を深め、貿易自由化の便益を明らかにすることに貢献しており、理論的な面からWTOの交渉を補完するものとして位置づけることができる。

近年の世界経済情勢の変化により、投資、競争政策、環境、電子商取引、知的財産権の保護、製品安全・基準認証等の分野は、通商・貿易の分野と密接に関連しつつあり、新たな課題が生じる場合もある。OECDは活動対象とする分野が広範であることから、こうした複数の分野に係る複雑な問題に対して横断的・多面的な分析を行うことが可能である。また、先進国間の政策調整の場として機能する一方、その主要な機能は情報交換や共同研究、相互協力を主としていることから、多様な利害関係を有する新たな課題に対して客観的な分析や自由な議論が可能な土壌を有している。こうした特徴を踏まえれば、OECDは、引き続き、WTOにおける国際的通商ルール策定の動きに加えて、各国政府や産業界が直面する喫緊の課題に関する分析や対話などを行うことにより、WTOを中心とした自由貿易体制の維持・発展に重要な役割を果たすことができる（コラム第40-1表）。

コラム第40-1表 通商・貿易に関連する分野における問題と取組の例

①投資

二国間投資協定やEPA／FTAにおいて投資規律が発展している状況があり、このような動きが貿易にどのような影響を与えるか、また、投資環境整備に向けて貿易の側面からどのような取り組みが可能か、検討することは有益。また、安全保障上の懸念等を理由として、ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）からの投資に対する保護主義的な対応の防止策も検討が必要。

②競争政策

世界的な企業合併や連携強化の動向を踏まえ、各国の競争政策が貿易にもたらす影響の評価や国際的協力のあり方、競争政策の国際的調和に向けた検討が必要。最近では、国や企業による資源等の供給独占・寡占の動きもあり、これに対応した議論も重要。

③気候変動と貿易

ドーハ・ラウンドの一環として、温室効果ガス削減に効果のある製品など、環境関連物品の関税撤廃等について議論が行われており、貿易政策の観点から検討を要する。この他、温室効果ガスの排出抑制のための国境措置についても、その具体的な内容や導入のインパクト等について検討が必要。

④電子商取引

ドーハ・ラウンドでは、電子商取引の発展に向けた作業を継続することとされ、その間電子商取引に対する関税不賦課（モラトリアム）が合意されているが、近年のFTAにおける規律の発展等を踏まえて、国際的ルールの確立に向けた検討が必要。

⑤知的財産権の保護

ドーハ・ラウンドにおいては、地理的表示、TRIPS協定と生物多様性条約との関係が議論されている。一方、世界的に広がる模倣品・海賊版の新たな問題に効果的に対処するため、関係各国との間で模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）構想の実現に向けた取組が進捗。

⑥製品安全・基準認証

ドーハ・ラウンドでは、非関税障壁の一環として、TBT関連の提案が示されているが、更なる明確化や透明性向上に向けた取組が必要。

コラム 41

我が国が取り組むマルチの取組～模倣品・海賊版拡散防止条約
(Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA) (仮称) 構想について～

我が国では、2007年10月23日、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想（以下、「ACTA構想」）について、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携をとり、2007年中に集中的な協議を開始していくことを、日米欧等で同時に発表した。

（模倣品・海賊版問題の現状と現行の国際的枠組みの限界）

近年、模倣品・海賊版の世界的な拡散は、権利者である企業が本来得るべき利益の喪失や、イノベーションと創造意欲の減退といった経済的な面だけでなく、消費者の安全や健康の直接的な脅威ともなっている。さらには、模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織やテログループの末端組織によって行われることにより、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。

このように模倣品・海賊版が世界的な問題となり、各国における取締りが強化されている中で、部品と模倣ラベルを別々の国で製造した後に、更に別の国で模倣ラベルを貼り付けて組み立てて輸出を行うといった国際分業化の進展や複数の国を経由することによる生産地の偽装、急速に普及するインターネットを通じた取引の増加等、模倣品・海賊版の問題は多様化、複雑化している。

コラム第41-1図 模倣品・海賊版の拡散による世界経済・社会への脅威

経済的な被害

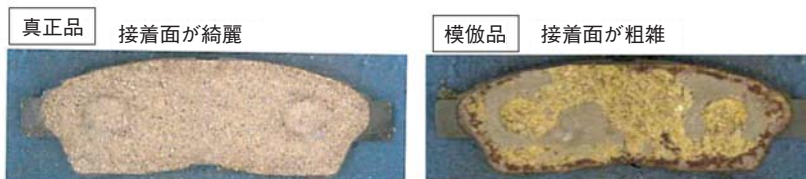
●全世界での模倣品取引額の推計

年間約5000億ユーロ（約80兆円）※第1回世界模倣品・海賊版撲滅会議（WCO、インターポール推計）

年間約2000億ドル（約20兆円）※貿易額 ※OECD推計

消費者の健康、安全に対する脅威

商標権侵害事例：耐久性の低いブレーキパッド→事故の可能性



被害製品：ブレーキパッド

模倣形式：商標権侵害

写真提供：日本自動車工業会

犯罪組織の容易な収入源

- 模倣品の製造・流通・販売は、大規模な犯罪組織により実施される傾向
- 麻薬取引と比べて軽い罪。非常に高い収益。

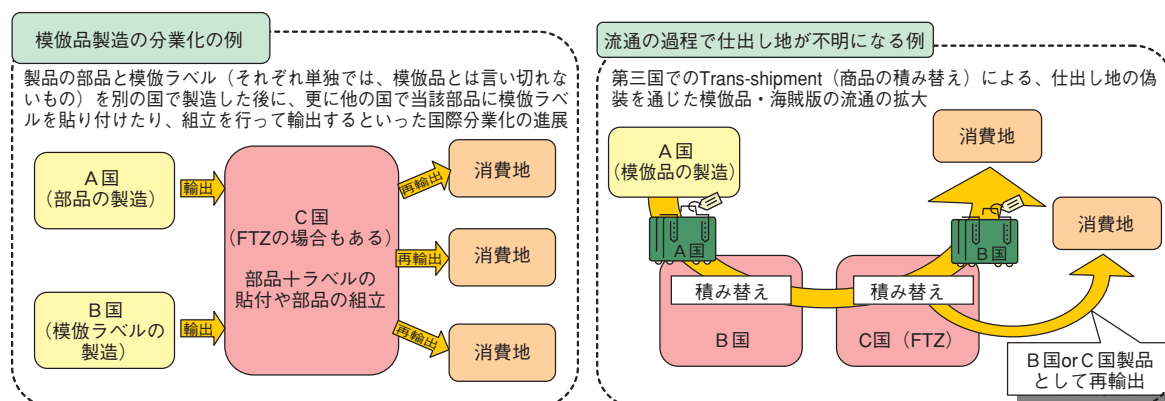
資料：経済産業省作成。

こうした多様化・複雑化する模倣品・海賊版の問題に対しては、各国における取組だけでは十分ではなく、国際的な取組が求められている。

国際的な取組としては、FTA/EPAなどの二国間協定で知的財産権保護に係る規律を定め、積み重ねていく方法もあるが、模倣品・海賊版が世界的に拡散している状況への早急な対応策として十分なものではない。

他方、知的財産権保護に係る既存の多国間協定としては、WTO/TRIPS協定があるが、同協定は150か国を超えるWTO加盟国・地域全てが満たす必要のある最低限の基準を定めているにとどまり、多様化、複雑化する模倣品・海賊版の問題への対応としては必ずしも十分なものとはなっていない。

コラム第41-2図 複雑化・巧妙化する模倣品・海賊版の流通



資料：経済産業省作成。

そのため、より強力な知的財産権の執行に係るルールの策定が必要となるが、WTOやWIPOといった既存の国際的枠組みでは、加盟国間の利害関係が非常に複雑化しており、新たなルールづくりは非常に困難となっている。

（新しい通商政策のアプローチとしてのACTA構想）

以上のような既存の国際的枠組みでの対応の限界も踏まえ、ACTA構想については、小泉元総理が2005年7月のG8グレンイーグルズサミットで、「知的財産権の執行に係る国際的な法的枠組み」の必要性を提唱し、我が国及び米国のイニシアティブでその取組が始まったものである。

ACTA構想においては、交渉参加国間だけではなく、ACTA構想の内容を、交渉参加国と交渉に参加していない国との間のFTAやEPAの知的財産権に係る内容のモデルとして積極的に活用すること等により、高いレベルの知的財産権の執行に係る規律のグローバルな浸透を図ることが期待されている。こうした取組により、ACTA交渉参加国のみならず、その周辺の国も徐々に巻き込み、ACTAが知的財産権の執行に係る世界的なスタンダードとなることによって、最終的には、知的財産権保護に問題を抱える国の参加も促していくような通商政策のアプローチは、これまでの多国間や二国間の取組とは異なる、全く新しいものとして注目されている。

我が国としては、模倣品・海賊版の拡散の防止に向けて、様々な取組を推進していく中で、ACTA構想についても積極的に協議を続け、可能な限り早期の条約妥結を目指し、議論を加速していくこととしている。